

## 山梨県小学校教員確保推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 山梨県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、県内における教育現場を支える優れた人材の確保を図るため、県内の公立小学校に教諭として採用された者の奨学金返還に要する経費に対し、予算の範囲内で山梨県小学校教員確保推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 大学生 大学又は大学院に在学する学生をいう。
- 二 既卒者 大学又は大学院を卒業した者をいう。
- 三 大学生等 大学生及び既卒者をいう。
- 四 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する第一種学資貸与金（以下「第一種奨学金」という。）及び第二種学資貸与金（以下「第二種奨学金」という。）をいう。

### (補助金の交付)

第3条 教育長は、本補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）としてあらかじめ認定を受けた者のうち、次の各号の要件を全て満たす者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

- 一 第5条第1項に規定する期間、県内の公立小学校に教諭として勤務する見込みの者で、次のいずれかに該当する者
  - (1) 山梨県公立学校教員選考検査（以下「選考検査」という。）を通過した大学生等で、小学校教員採用候補者名簿に登載された以後、直近の4月1日に県内の公立小学校に教諭として採用された者
  - (2) 選考検査を通過した大学生等で、小学校教員採用候補者名簿に登載された後、大学院に進学又は継続して大学院で修学するために、大学院課程修了後の採用を希望するものとして名簿登載期間の延長が認められ、かつ、当該大学院課程修了以後、直近の4月1日に県内の公立小学校に教諭として採用された者
  - (3) 選考検査を通過した大学生等で、小学校教員採用候補者名簿に登載された後、教育委員会の承認により、翌年度の4月2日以降に公立小学校に教諭として採用された者
- 二 奨学金の返還債務を有している者

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、交付対象者が大学又は大学院の在学時に奨学金として貸与を受けた額のうち、別表に掲げる額とする。

2 1箇月あたりの補助金の額は、前項の額を120で除した額とし、補助対象期間とならない月がある場合には、その月数に1箇月あたりの補助金の額を乗じた額を、補助金の額の総額から除算するものとする。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、大学生の交付対象者にあつては、選考検査に通過し小学校教員採用候補者名簿に登録された年度の翌年度から起算して10年度目までの期間のうち、県内の公立小学校に教諭として勤務した期間とし、既卒者の交付対象者にあつては、大学又は大学院を卒業した年度の翌年度から起算して10年度目までの期間のうち、県内の公立小学校に教諭として勤務した期間とする。

2 前項の期間の計算に当たっては、県内の公立小学校に勤務することとなった日の属する月の翌月(その日が月の15日以前であるときは、その日の属する月)から、勤務しなくなった日の属する月(その日が月の15日以前であるときは、その日の属する月の前月)までの期間の月数の通算によるものとする。

3 前2項において、期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和38年山梨県人事委員会規則第22号)第11条第2項各号に該当する期間及び勤務成績が著しく不良であると認められる期間がある場合には、補助対象期間から除算するものとする。

(交付対象者の認定)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者は、教育長が別途指定する期間に、交付対象者認定申請書(様式第1号)により教育長に申請し、交付対象者の認定を受けなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 履歴書(様式第2号)
- 二 奨学金の借入を証する書類
- 三 在学証明書(大学又は大学院生の場合のみ。)
- 四 その他教育長が必要と認める書類

3 教育長は、交付対象者の認定をしたときは、その旨を交付対象者認定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付対象者の認定の要件)

第7条 交付対象者の認定は、次の各号の要件をすべて満たす者に対し行うものとする。

- 一 第5条第1項に規定する期間、県内の公立小学校に教諭として勤務することを希望する大学生等で、奨学金を借入れ、返還予定又は返還中の者
- 二 本県の選考検査を初めて受検する者
- 三 第3条第1号の規定を満たす見込みである者

(交付対象者の認定の変更等)

第8条 交付対象者は、第6条第3項の規定により通知を受けた内容に変更があったときは、速やかに変更承認申請書(様式第4号)により申請し、教育長の承認を受けなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請について変更承認をしたときは、その旨を変更承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(交付対象者の認定の取り消し)

第9条 交付対象者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかにその旨を認定辞退届(様式第6号)により教育長に届け出なければならない。

一 本補助金の受給を辞退しようとする場合

二 奨学金の貸与を取り消され、又は辞退した場合

三 留年、1年をこえる期間の休学又は停学の処分を受けた場合

四 退学した場合

五 選考検査を通過した後、直近の4月1日に県内の公立小学校に教諭として採用されなかった場合(ただし、第3条第1号(2)又は(3)に該当する者は、教諭として採用される状況になった後、遅滞なく教諭として勤務しなかった場合。)

六 奨学金返還を滞納した場合

2 教育長は、前項の規定による届出に基づき認定を取り消したときは、その旨を認定取消通知書(様式第7号)により交付対象者に通知するものとする。

(交付申請の時期等)

第10条 本補助金の交付申請は、交付対象者の認定を受けた者が、第3条の規定に該当することとなった日から、3箇月以内に行うものとする。

2 前項の申請は、交付申請書(様式第8号)によるものとする。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 返還誓約書(様式第9号)

二 連帯保証人の印鑑登録証

三 奨学金の借入を証する書類

四 第6条第3項の交付対象者認定通知書の写し(第8条第2項の変更承認通知書の写し)

五 その他教育長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第11条 教育長は、前条の規定により本補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、交付申請を受けた日から原則として30日以内に、交付決定通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

2 教育長は、交付対象者の認定を受けた者の数が、対象年度に交付対象者として予定し

ていた数をこえる場合には、選考検査における成績上位の者から順に、予定していた数の範囲内で交付を決定していくものとし、不交付の決定をした者に対し、不交付決定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（交付決定の変更等）

第12条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条の規定により交付決定を受けた内容に変更があったときは、速やかに変更承認申請書（様式第12号）により申請し、教育長の承認を受けなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請について変更の承認をしたときは、その旨を変更交付決定通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（各年度報告の時期等）

第13条 交付決定者は、規則第10条の規定による状況報告を、各年度の翌年度の4月10日までに行わなければならない。

2 前項の報告は、状況報告書（様式第14号）によるものとする。

3 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 奨学金の返還を証するもの及び奨学金の返還明細書

二 第11条第1項の交付決定通知書の写し（第12条第2項の変更交付決定通知書の写し）

（補助金の交付方法）

第14条 本補助金は、精算払いとする。

（概算払）

第15条 次の各号に掲げる全ての要件を満たす場合には、予算の範囲内で、前年度までの勤務状況に応じて、概算払いにより交付することができる。

一 前年度までに県内において公立小学校に教諭として勤務していること。

二 奨学金の返済を滞納なく履行していること。

三 概算払いを請求する時点において本県の公立小学校に教諭として勤務していること。

2 前項の規定による概算払いの金額は、第4条第2項に規定する1箇月あたりの補助金の額に県内の公立小学校に教諭として勤務した月数を乗じた額以内とする。

3 交付決定者は、第1項の規定により本補助金の概算払いを受けようとするときは、第13条第1項に規定する状況報告に併せて、補助金概算払請求書（様式第15号）を教育長に提出するものとする。

（実績報告の時期等）

第16条 交付決定者は、規則第12条の規定による実績報告を、第5条第1項に規定する補助対象期間が経過した年度の翌年度の4月10日までに行わなければならない。

2 前項の実績報告は、実績報告書（様式第16号）によるものとする。

(補助金の額の確定)

第17条 教育長は、前条の実績報告を受けた場合には、書類審査等を行い、交付決定内容に従って遂行されていると認めたときは、交付すべき本補助金の額を確定し、確定通知書(様式第17号)により、交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第18条 教育長は、交付決定者が次のいずれかに該当した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 離職した場合
- 二 免職、停職、減給又は戒告の懲戒処分を受けた場合
- 三 奨学金返還を滞納した場合
- 四 奨学金返還を免除された場合
- 五 第13条による各年度報告を怠った場合
- 六 補助金の交付を受けるため、虚偽の申告又はその他不正の行為を行った場合

2 前項の規定により交付決定を取り消す場合は、県内の公立小学校に教諭として勤務した期間が5年未満である場合は、交付決定の全てを取り消すものとし、5年以上である場合は、1年に満たない勤務期間を切り捨てて求めた年単位の期間を除いた期間について交付決定を取り消すものとする。

3 教育長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合は、交付決定取消通知書(様式第18号)により通知するものとし、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第19条 交付決定者は、第18条第1項の規定による取消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

3 交付決定者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

4 教育長は、第1項及び第3項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、交付決定者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

5 交付決定者は、前項の申請をしようとする場合には、当該補助金等の返還を遅延させ

ないためにとった措置及び当該加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となる事項を記載した申請書（様式任意）を教育長に提出しなければならない。

6 教育長は、第4項の免除をする場合には、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を交付対象者に通知するものとする。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助金の額
1 第一種奨学金のみの貸与を受けた期間	卒業前2年間に第一種奨学金として貸与を受けた額以内
2 第二種奨学金のみの貸与を受けた期間	卒業前2年間に第二種奨学金として貸与を受けた額以内（ただし、月額補助上限額は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）第1条第1項の表の上欄に掲げる学校を卒業した者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める月額の最高額とする。）
3 第一種奨学金、第二種奨学金の両方の貸与を受けた期間	卒業前2年間に第一種奨学金として貸与を受けた額及び第二種奨学金として貸与を受けた額以内（ただし、月額補助上限額は、2の区分と同様とする。）
※ 2及び3の区分において、通学形態の変更の事由が生じた月の月額補助上限額は、自宅外通学の区分の下欄に定める月額の最高額とする。	
※ 給付型奨学金と併給している期間がある場合も、上記1から3の区分の額とする。	